

日野市総合教育会議設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

\_\_は、改正部分を示す。

新	旧
<p>第1条～第4条 略 (議長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長に事故あるときは地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項_____ _____ _____の規定より副市長がその職務を代行し、市長及び副市長ともに事故あるときは日野市長及び日野市副市長ともに欠けたときの日野市長の職務を行う者についての規則(昭和34年規則第1号)の規定により総務部長の職にある職員がその職務を代行する。</p> <p>第6条～第17条 略 (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 会議の写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。 ただし、<u>第20条</u>の規定により市長の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>第19条 以下略</p>	<p>第1条～第4条 略 (議長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長に事故あるときは地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項及び日野市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成25年規則第37号)の規定より副市長がその職務を代行し、市長及び副市長ともに事故あるときは日野市長及び日野市副市長ともに欠けたときの日野市長の職務を行う者についての規則(昭和34年規則第1号)の規定により総務部長の職にある職員がその職務を代行する。</p> <p>第6条～第17条 略 (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 会議の写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。 ただし、<u>第22条</u>の規定により市長の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>第19条 以下略</p>